

介護保険サービスについて

相談員

ケアマネージャー・社会福祉士・保健師

通って受ける

デイサービス(通所介護)・
デイケア(通所リハビリテーション)・
小規模多機能型居宅介護(通所)

施設入所

認知症高齢者グループホーム・老人保健施設・
特別養護老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・
介護付き有料老人ホーム・軽費老人ホーム(ケアハウス)

訪問してくれる

訪問介護(ホームヘルプ)・訪問リハビリテーション・
訪問入浴介護・訪問看護・
小規模多機能型居宅介護(訪問)

住まいを整える

福祉用具・住宅改修

短期間の宿泊

ショートステイ(短期入所)・
小規模多機能型居宅介護(泊まり)

●ケアマネージャー

介護が必要な人の介護保険サービス等の利用の相談に応じます。

●社会福祉士

総合的に相談に応じます。

●保健師

介護や健康等の相談に応じます。

●訪問介護(ホームヘルプ)

訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、食事、入浴、排泄や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助(介護タクシー)も利用できます。

●訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

●訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護をします。

●訪問看護

看護師などが、居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助をします。

●デイサービス(通所介護)

通所介護施設で、送迎、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

●デイケア(通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを行います。

●小規模多機能型居宅介護

通所を中心として利用者の様態や希望に応じて、臨時訪問や、宿泊を組み合わせてサービスを受けることができます。

●福祉用具・住宅改修

日常生活の自立を助けるための福祉用具(車いす等)をレンタルするサービス。手すりの取り付けや段差解消など。

●ショートステイ(短期入所)

施設に短期入所し、入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活上の世話と機能訓練を行います。

●認知症高齢者グループホーム

認知症高齢者が、共同生活住居で、スタッフの介護を受けながら、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●老人保健施設

病状が安定期にあり、看護、医学的管理下での介護・機能訓練などを受けることができます。在宅への復帰をめざしたサービス提供をします。

●特別養護老人ホーム

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入居して、日常生活上の支援や介護を受けることができます。

●サービス付き高齢者向け住宅

住居としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備え、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供し、高齢者が安心して暮らすことができる環境を備える施設です。介護が必要な場合は、外部からの居宅介護サービスを受けることができます。

●介護付き有料老人ホーム

介護や食事などのサービスがついた施設で、介護が必要になっても、そのホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら、生活を継続できます。

●軽費老人ホーム(ケアハウス)

原則身の回りの事が自分でできる60歳以上の人のが対象で、介護保険を利用した入所ではないため、介護は含まれません。低額な料金で食事、入浴、緊急時の対応を行います。

これって
認知症かな?

認知症になつたら、
今後どういうことを
考えておけばいい?

どこに相談
すればいい?

そんなとき、このケアパスを手にとってみてください。

認知症 ケアパス

認知症ケアパスとは…

認知症の人とその家族ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症の進行や状態に合わせて受けられる医療・介護・福祉サービスなどをまとめたものです。

認知症は病気の進行によって、症状が変化します。

どの時期にどのような支援が必要になるのか、大まかな目安が一覧で見られるようになっていますので、今後を見通す参考としてください。

目次

- 1 認知症の方の様子の変化と家族の心構え · 認知症の状態に合わせて利用できる支援の一覧表 P.1・2
- 2 サービスや支援内容 P.3・4
- 3 日常生活を安心して過ごすために!! ~こんな時は、どこに相談したらいいの?~ P.5・6
- 4 介護保険サービスについて P.7

宮若市
令和2年3月

認知症の方の様子の変化と家族の心構え・認知

(ここには認知症の半数を占めるアルツハイマー型認知症の場合を中心に、本人の症状の変化や知っておきたい情報などを記載)

症の状態に合わせて利用できる支援の一覧表

しました。症状には個人差があり、全ての方にあてはまるものではありませんが、今後の道筋として参考にしてください。)

認知症の進行に応じた変化	健康	あれ？物忘れかな	そろそろ誰かの見守り	が必要	日常生活に手助けが必要	常に手助けが必要
本人の様子		<ul style="list-style-type: none"> 同じことをくりかえし聞く 片付けが苦手になる 物がなくなる 外出がおっくうになる 小銭で払うのが苦手になる 火の消し忘れ 食事の支度が一人では難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 薬を間違えて飲む たびたび道に迷う 季節にあった服が選べない 家電の操作が難しくなる 生活リズムが乱れる 	必要 ない なる	<ul style="list-style-type: none"> トイレの場所がわからない 道に迷って帰ってこられない ついさっきのことも忘れる 日にちや季節がわからなくなる 洋服の着かたがわからない 妄想が多くなる すぐ興奮する 財布などを盗まれたと話す(物盗られ妄想) 	<ul style="list-style-type: none"> 自分で食事ができなくなる 言葉によるコミュニケーションが難しい 歩行が困難 起き上がるのに介助が必要
家族の気持ちと対応		<p>悩みを打ち明けられないので一人で悩んでしまいがち →抱え込まずに相談することが大事 家族の認知症への理解が、今後の症状の出方に大きく影響する</p>			<p>本人の失敗が増え、介護疲れを感じ、休みたくなる →介護サービス等を利用し、自分のリラックス出来る時間も大事にする</p>	<p>最期の過ごし方や看取りが心配 →元気なうちに本人の意向を確認するエンディングノート等を活用する</p>
本人や周りの人がやっておきたいこと 決めておきたいこと		<ul style="list-style-type: none"> 友人や地域とのつながりを大切にしましょう 今までやってきたことをやめずに続けましょう <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動 ・サークル ・ボランティア 等 	<ul style="list-style-type: none"> まわりの人に相談してみましょう 一日の計画を立てて行動してみましょう 包括支援センターに相談してみましょう かかりつけ医に相談しましょう 元気なうちから生前整理に取り組みましょう 外出の機会をもちましょう 本人の話をじっくり聞きましょう 		<ul style="list-style-type: none"> 一人で行うのが難しいことはまわりの人に手伝ってもらいましょう 相談できる人をみつけておきましょう 今まで通り、外出したり人に会う機会をもちましょう 将来に備えて成年後見制度等の利用について検討しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「得意」を活かしそのんらしさをいかにして送っていくのかを考えていきましょう 介護サービスなどを利用してお互いにリラックスできる時間をもちましょう 施設での生活を希望する場合は早めにいくつかの施設を見学しておきましょう
介護保険	申請の相談	介護認定の取得	介護サービスの利用	家族の介護疲労の軽減		
予 防	ボランティア活動 シルバー人材センター 介護予防教室 地域の集まり 老人クラブ サークル活動	あったかサロン 認知症カフェ				
医 療	かかりつけ医 かかりつけ歯科医 かかりつけ薬局 もの忘れ外来 神経内科 認知症初期集中支援チーム	精神科 認知症専門医療機関 認知症医療センター 訪問看護 訪問薬剤師 訪問歯科診療				
相 談	健康対策係(保健センターパレット)	地域包括支援センター 在宅介護支援センター				
介 護	訪問介護 通所介護	通所リハビリテーション 福祉用具・住宅改修 訪問リハビリテーション 訪問看護 訪問入浴介護 ショートステイ 地域密着型サービス				
生活支援	民生委員 ふれあい訪問員 宮若市社会福祉協議会 生活支援 ふれあい電話	コーディネーター 直轄広域消費生活センター 警察 配食サービス 移動販売 宮若市高齢者等SOSネットワーク 日常生活自立支援事業 成年後見制度				
住まい	軽費老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 介護付き有料老人ホーム	グループホーム 特別養護老人ホーム 老人保健施設				



サービスや支援内容

～医療と介護には、
どんなサービスがあるの？～

まずは相談を

宮若市地域包括支援センター

高齢者の皆さんのが住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく、暮らし続けられるように介護保険制度、保健福祉サービス、権利擁護、高齢者虐待など専門職員が総合的に相談を受け、支援します。

相談 月～金 8:30～17:15 ※土日祝日年末年始は除く

認知症の診断など

かかりつけ医

認知症の初期の診断や、家族からの相談に応じ、患者さんの不安を和らげるとともに、専門医との連携を図って診察をします。

福岡県認知症医療センター

認知症専門医や相談員を配置しており、「医療福祉相談」「専門医療機関の相談」「鑑別診断および初期治療」等を行っています。
まずはお気軽にお電話でご相談ください。

【近隣の認知症医療センター】

■高山病院（直方市大字下境3910番地50）

☎0949-22-3661

■飯塚記念病院（飯塚市鶴三緒1452-2）

☎0948-22-2565

■見立病院（田川市大字弓削田3237）

☎0947-46-2164

■宗像病院（宗像市光岡130）

☎0940-36-2775



これって認知症？

- 最近、仕事や趣味に興味がなくなった。
- 毎日、何かの「もの忘れ」がある。
- 家族や同僚などに「忘れっぽくなつた」とよく言われる。
- 最近、大切な約束をわすれてしまった。
- 今日が「何年」「何月」かが、はっきりわからない。
- 今日が「何日」「何曜日」かが、はっきりわからない。
- 昨日の夕食に何を食べたか思い出せない。
- 今年のお正月に誰と過ごしたか思い出せない。
- 最近、印鑑、通帳、キャッシュカード、保険証などをなくして再発行してもらった。
- 新しい電気製品（テレビ、電子レンジ、リモコンなど）の使い方が覚えられない。

上の10項目のうち、4個以上

あてはまる方は、かかりつけ医や認知症医療センター等にご相談ください。

認知症は種類により予防、早期発見、治療や対応方法によっては進行を抑えることが可能な場合があります。認知症になってしまっても、すべての能力が失われるわけではなく、適切な対応により住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

認知症初期集中支援チーム

地域包括支援センター

☎0949-33-3456

医療・介護の専門職が家族の相談等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護保険サービスの導入・調整や、家族支援などの初期の支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームです。

利用できる 主な医療サービスについて

訪問歯科診療

歯のことで困っていても歯科医院に通院できないいる人を対象に、歯科医師や歯科衛生士が、自宅や施設に訪問して治療します。

訪問診療

病気や障がいがあっても、住み慣れた家で過ごしたい人が、自宅に居ながら医療を受けることができる仕組みです。通院が困難な方を対象に、医師が自宅を定期的に訪問し、診療、治療、薬の処方、療養上の相談、指導などを行います。

訪問薬剤師

医師・歯科医師の指示のもと、患者の処方箋を受付けている保険薬局や、医療機関の薬剤師が、患者宅を訪問し服薬指導を行います。

訪問看護

主治医の指示のもと、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが、自宅を訪問し、病状を観察したり、診療の補助などを行います。

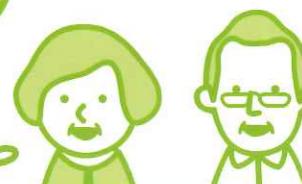




日常生活を安心して過ごすために!!

~こんな時は、どこに

相談したらいいの?~



成年後見制度の相談

司法書士総合相談センター

成年後見制度に係る一般相談や相続などの登記相談、借金などの多重債務相談、悪質商法などの消費者相談など司法書士による専門相談のほか、成年後見制度の普及啓発等を行っています。

成年後見制度とは・・・ 判断能力が十分でない方を、安心して生活できるように保護し、支援する制度です。法的に権限を与えられた後見人等が、本人に代わって財産管理や身上監護を行います。

福岡県司法書士会

☎0570-783-544

■無料電話相談 平日18:00～20:00

■司法書士紹介 平日10:00～16:00
(祝休日・年末年始を除く)

法律的な相談

法テラス

面談や電話により、
き、関係機関の相談
します。また、法律相
で、経済的にお困り
無料法律相談をご案
内します。

法テラス福岡

☎0570-07-8374

■受付時間 平日
9:00～21:00
土曜
9:00～17:00

運転に関する相談

安全運転 相談

運転に不安を感じたら
まずは相談

☎#8080

■受付時間：
原則として平日の執務時間内
(休日及び年末年始は除く)

悪質商法や消費者 被害の相談

直鞍広域 消費生活センター

電話や面談により、契約・商品トラブル・多重債務など消費生活に関する相談に応じます。

☎0949-25-2162

■受付時間 平日8:30～17:00
※昼休みの12:15～13:00までは相談不可
※祝日、年末年始は除く

認知症を予防するには

生活習慣病を放置しない

脳血管性認知症の予防に有効な
のはその原因となる生活習慣病
を予防することです。

適度な運動を心がける

からだを動かすことでの脳への血
流がよくなり、脳細胞の活性化に
つながると言われています。

日常生活を活発にする

読書や新聞を読むなどの知的活
動、趣味、ボランティアなど、人と
のつきあいを大切にして、会話
やお出かけを楽しみましょう。

食事をバランス良くとる

食事は魚や野菜、果物等をバ
ランスよくとり、食べ過ぎに気を
つけましょう。

認知症の人と家族の会

全国で認知症の方とその家族が、介護や様々な制度・サー
ビスについて話し合うことができるよう立ち上げたも
のが「認知症の人と家族の会」になります。認知症の方を
介護して同じように苦労している方や経験者の方へ相談
したり、助言をもらったりすることができます。

■【問い合わせ】認知症の人と家族の会福岡県支部

☎092-771-8595

地域での見守りサポート! 「認知症サポーター」

認知症サポーターは、認知症の人や家族を温かい目で見
守り支援をする「応援者」です。市では、「認知症サポー
ター養成講座」を開催し、多くの認知症サポーターが生ま
れています。認知症サポーターには、「認知症の人を応援
します」という意思を示す「目印」であるオレンジリング
が贈られます。

■【問い合わせ・講座申込】地域包括支援センター

☎0949-33-3456

高齢者等SOSネットワーク

認知症等の症状により、自宅に戻れ
ない等のおそれのある市内在住の
認知症高齢者等が行方不明となっ
た場合に関係機関及びネットワー
ク協力機関と連携し、早期発見・保
護を図ることとしています。
行方不明事案が発生した場合、直方
警察署・直方市・小竹町・鞍手町
と連携します。

事前登録制度

認知症高齢者等の名前や身体的特
徴や写真などの必要な情報を事前
に登録し、自治体名と登録番号が記
載されたステッカーを交付する制
度です。万が一行方不明になった場
合に、登録した情報やステッカーを
基に捜索活動を迅速に行えるよう
にする制度です。登録する場合に
は、届出が必要です。



認知症カフェ

「認知症カフェ」とは、認知症の方やそのご家族、地域住民や専
門職等の誰もが気軽に集い、症状の悪化防止、相互交流、情報交
換、認知症啓発等を目的とした集いの場(カフェ)です。お茶を
飲みながら語らい、ひとときを過ごせる場です。

【問い合わせ】

地域包括支援センター

☎0949-33-3456

日常生活自立支援事業

在宅で生活されている判断能力に不安がある認知症の人、知的
障がいのある人、精神障がいのある人が安心して生活を送れる
ように、社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの適切な
利用や日常の金銭管理等を支援する制度です。

【問い合わせ】

宮若市社会福祉協議会

☎0949-32-0335

ふれあい電話

お話し相手が欲しい方、孤独を感じている方、安否の確認をして
欲しい方などボランティアがご希望に合わせて電話をします。

【問い合わせ】

宮若市社会福祉協議会

☎0949-32-0335